

令和5年5月2日

保護者様

京田辺市教育委員会
教育長 山岡 弘高

学校保健安全法の一部改正に伴う新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

薰風の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、本市の教育の活動につきまして、ご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更になることに伴い、園や学校での出席停止期間が、改正されましたので、お知らせします。

つきましては、下記の内容をご確認いただくとともに、引き続き感染拡大防止にご協力いただきますようお願いします。

記

1 出席停止期間について

学校保健安全法施行規則の改正後、新型コロナウイルス感染症が、季節性インフルエンザ等と同じ分類になったため、出席停止期間は、以下の通りになります。

「発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。」

※発症日を「0日」とする。

2 施行開始日 令和5年5月8日

3 その他

- ・新型コロナウイルス感染症に感染しているとわかった時点で、園や学校へご連絡ください。(きょうだいについては、登校可能ですが、感染リスクが高いことから、マスクを着用するなどの一般的な対応が推奨されていることをご承知おきください。)
- ・発症後3日間は、感染症のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は、大きく減少することから、特に発症後5日間が感染させるリスクが高い(国立感染症研究所のデータより)ことに注意してください。また、発症から10日間を経過するまでは、マスクの着用が推奨されていることもお知りおきください。
- ・濃厚接触者を認定することはなく、それによる出席停止措置はありません。